証券コード 6663
（発送日）2025年２月26日
（電子提供措置開始日）2025年２月21日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本６６１番地
太洋テクノレックス株式会社
代表取締役社長　細 江 正 大

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.taiyo-tx.com/ir/event/shareholders.html

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「太洋テクノレックス」又は「コード」に当社証券コード「6663」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年３月17日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2025年３月18日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ル・グラン
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第64期（2023年12月21日から2024年12月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（2023年12月21日から2024年12月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

事　業　報　告

（2023年12月21日から
2024年12月20日まで）

1．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、欧米の金融政策やウクライナ及び中東情勢の長期化による海外景気の下振れに加えて、物価上昇による影響が景気を下押しする懸念はあったものの、雇用情勢及び所得環境が改善したことや円安を背景としたインバウンド需要が増加したことから、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属する電子基板業界は、世界的にＥＶ市場は低迷したものの、スマートフォンの新機種投入や生成ＡＩ（人工知能）の活用が進む中でデータセンター市場に回復の兆しがみられました。

このような経済環境の下、電子基板事業及び産機システム事業において販売は減少したものの、テストシステム事業及び鏡面研磨機事業において販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は3,519百万円（前年同期比3.2%増）と、前連結会計年度に比べ107百万円の増収となりました。

損益については、電子基板事業及び産機システム事業において売上高が減少したことに伴う影響はあったものの、テストシステム事業及び鏡面研磨機事業の売上高が増加したこと並びに人件費等の販売費及び一般管理費が減少したことに伴い損失が縮小したことから、営業損失54百万円（前年同期は141百万円の営業損失）、経常損失47百万円（同108百万円の経常損失）、繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失79百万円（同126百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの売上状況は、次のとおりであります。

事業区分	第63期(2023年12月期)		第64期(2024年12月期)		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
電子基板事業	2,419,375	70.9	2,266,708	64.4	△152,666	△6.3
テストシステム事業	420,753	12.4	697,736	19.8	276,982	65.8
鏡面研磨機事業	396,719	11.6	421,836	12.0	25,117	6.3
産機システム事業	174,617	5.1	133,019	3.8	△41,597	△23.8
合計	3,411,465	100.0	3,519,300	100.0	107,835	3.2

＜電子基板事業＞

医療機器メーカー向けの販売は増加したものの、民生品及び産業機器向け製品の在庫調整が長期化している影響等により、カメラメーカー向けの試作案件及びリジッド板の受注減により販売が減少したことから売上高は減少いたしました。

その結果、売上高2,266百万円（前年同期比6.3%減）となりました。

＜テストシステム事業＞

セラミックス基板及びパッケージ基板向け外観検査機並びにＦＰＣ向けの通電検査機の販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高697百万円（前年同期比65.8%増）となりました。

＜鏡面研磨機事業＞

リチウムイオン電池用フィルム加工向け及びグラビア印刷機向け等の研磨機の販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高421百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

＜産機システム事業＞

フィルム給排出装置及び医療向け外観検査システムの販売はできたものの、大型パッケージ基板の自動検査ライン等の販売があった前年同期の反動減により、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高133百万円（前年同期比23.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は150百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

電子基板事業　当社本社工場　直接描画露光装置の更新

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第61期 (2021年12月期)	第62期 (2022年12月期)	第63期 (2023年12月期)	第64期 (2024年12月期)
売上高(千円)	3,917,940	3,625,517	3,411,465	3,519,300
経常利益又は経常損失(△)(千円)	253,646	45,710	△108,076	△47,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	241,185	39,764	△126,536	△79,780
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	40.84	6.70	△21.28	△13.35
総資産(千円)	4,832,959	4,794,236	4,577,917	4,543,687
純資産(千円)	2,617,654	2,667,125	2,539,238	2,531,383
1株当たり純資産額(円)	438.04	443.77	421.94	417.55

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第62期の期首から適用しており、第62期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND)CO.,LTD.	2,000千バーツ	49.0%	当社が製造する製品の販売及びサービス・サポート
太友（上海）貿易有限公司	50,000千円	100.0%	当社が製造する製品の販売及びサービス・サポート

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において３期連続で営業損失となり、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、継続的、安定的に営業利益を確保するため、以下の課題に対する諸施策を講じることで、事業の強化及び企業価値の向上を図ってまいります。

① ビジネスモデルの再構築、ポートフォリオの最適化

コア事業である電子基板事業においては、医療機器・ヘルスケア関連向け高難度案件や、産業機器向け中小ロット量産案件等の受注を伸ばしてまいります。また、試作関連業務に特化していた時期は試作案件が９割以上を占めていたものの、近年は量産案件が約５割を占めるまでになってきており、試作の生産体制を維持しながらも量産の生産体制を整えることが喫緊の課題であります。今後は、高密度配線パターン、高精度・微細化が求められる内視鏡、超音波探触子及び補聴器等の案件のさらなる受注獲得を目指すとともに、高密度多層基板の技術開発に向けた設備投資を行い、将来的には試作から量産案件まで、一貫して対応できる生産体制を整えてまいります。

② ＲＯＥの持続的な向上

ビジネスモデルの再構築、ポートフォリオの最適化により売上の拡大と生産効率のさらなる向上を目指します。また、調達部門を独立させることによりコストマネジメント、リスクマネジメント及びサプライチェーンマネジメントに対して包括的に取り組むことで長期的な競争優位性及び安定的な利益の確保に努め、ＲＯＥの持続的な向上を目指してまいります。

③ 東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合

当社は、2024年12月20日時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」については基準に適合していない状況にあります。また、2025年２月７日に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において開示したとおり、重点施策であるビジネスモデルの再構築、ポートフォリオの最適化及びＲＯＥの持続的な向上を実現し、業績拡大による時価総額の向上を図ってまいります。さらに、株主還元施策や、ＩＲ活動の強化を積極的に推進することにより、企業価値の向上を目指し、上場維持基準適合に向けて引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2024年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機並びに産業機械等の製造及び販売を主たる業務としております。

セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
電子基板事業	ＦＰＣ、エレクトロフォーミング加工品
テストシステム事業	通電検査機、外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機
産機システム事業	産業機械、視覚検査装置、画像処理装置

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月20日現在）

① 当社の主要な事業所

本社工場	和歌山県和歌山市
東京事業所	東京都千代田区
九州事業所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株式会社ミラック	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国バンコク市
太友（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況（2024年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板事業	117名	（減）12名
テストシステム事業	41名	（減） 3名
鏡面研磨機事業	18名	増減なし
産機システム事業	7名	（減） 4名
全社（共通）	26名	増減なし
合計	209名	（減）19名

（注）上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名	（減）19名	45.7歳	19.3年

（注）1．上記使用人数は、就業人員数（嘱託を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。
2．平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月20日現在）

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	210,070千円
株式会社みずほ銀行	153,178千円
株式会社三菱UFJ銀行	80,889千円
株式会社りそな銀行	80,722千円
株式会社南都銀行	77,372千円
株式会社三井住友銀行	52,340千円
株式会社京都銀行	38,354千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月20日現在）

① 発行可能株式総数　23,280,000株

② 発行済株式の総数　5,992,400株

③ 株主数　3,193名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社細江ホールディングス	1,600,000株	26.73%
細江正大	483,800株	8.08%
細江美則	349,920株	5.85%
太洋テクノレックス従業員持株会	200,624株	3.35%
紀陽興産株式会社	190,000株	3.17%
小川由晃	177,200株	2.96%
野村證券株式会社	76,400株	1.28%
楽天証券株式会社	67,900株	1.13%
株式会社ＳＢＩ証券	67,600株	1.13%
堀井勝人	67,500株	1.13%

（注）持株比率は自己株式（6,227株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	40,800株	４名

（注）当社の株式報酬の内容については、「２．会社の現況　(3) 会社役員の状況　② 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月20日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細江美則	TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.取締役
取締役	田中清孝	執行役員製造本部長
取締役	水谷浩	執行役員管理本部長 株式会社ミラック監査役
取締役	細江正大	執行役員営業本部長兼産業機器部長 太友（上海）貿易有限公司執行董事 TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役 株式会社ミラック取締役
取締役	上西令子	
常勤監査役	﨑前和夫	
監査役	和中修二	和中会計事務所所長 株式会社リヒトラブ社外監査役 日本エレクトロニツクシステムズ株式会社 社外監査役 デュプロ精工株式会社社外監査役
監査役	中川利彦	パークアベニュー法律事務所所長 竹島鉄工建設株式会社社外取締役

（注）1．取締役上西令子氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役上西令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．監査役和中修二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．当事業年度中の取締役の異動並びに担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役清原旭氏は、2024年３月15日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役田中清孝氏は、2023年12月21日付で執行役員営業本部長兼営業部長から執行役員製造本部長となり、2024年２月28日付でTAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.の代表取締役を退任いたしました。

(3) 2024年３月15日開催の第63期定時株主総会において、新たに細江正大氏は取締役に選任され就任し、同日付で株式会社ミラックの取締役に就任いたしました。

５．当事業年度末日後の取締役の異動及び取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

(1) 代表取締役社長細江美則氏は、2024年12月21日付で代表取締役会長に就任いたしました。

(2) 取締役細江正大氏は、2024年12月21日付で執行役員営業本部長兼産業機器部長から代表取締役社長に就任いたしました。

(3) 取締役田中清孝氏は、2024年12月21日付で執行役員製造本部長から電子デバイス部・生産企画部管掌となりました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月９日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会決議の報酬総額の限度額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬及び職務手当並びに株式報酬を支払うこととする。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、月例の固定報酬とし役位別の報酬レンジを設けた基本報酬及び役位別の職務手当と、役位別の基本報酬をもとに中期的な企業価値増大に向けて職責を負うこと及び前事業年度の業績・経営環境等を勘案した上で加減される部分により構成されており、個人ごとの報酬額については、「役員報酬規程」に基づき、社長が総務担当役員等と役位別の評価を協議した上で報酬案を立案し、取締役会に上程し決定することとする。

ｃ．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬制度は導入しないものとする。

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために譲渡制限付株式とし、「譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権給付規程」に基づき、基本報酬及び役位別倍率により算出された額を基準に、原則、事前交付型として取締役選任時に譲渡制限付株式を割り当てるものとする。

ｄ．金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上記ｂ．及び上記ｃ．の方針に基づき、決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬９に対し非金銭報酬等１とする。

ｅ．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

非金銭報酬等として譲渡制限付株式の割り当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合や、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、譲渡制限付株式の全部又は一部を、当然に無償で取得する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	44,991 (2,400)	37,762 (2,400)	－ (－)	7,229 (－)	6 (1)
監査役 （うち社外監査役）	10,692 (10,692)	10,692 (10,692)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	55,683 (13,092)	48,454 (13,092)	－ (－)	7,229 (－)	9 (4)

（注）１．上表には、2024年３月15日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち、社外取締役は０名）を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む。）6,640千円は含まれておりません。

３．非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「２．会社の現況　(3) 会社役員の状況　②　取締役及び監査役の報酬等　イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「２．会社の現況　(1) 株式の状況　⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しており、非金銭報酬等の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

４．取締役の報酬限度額は、2004年３月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は０名）であります。また別枠で、取締役（社外取締役を除く。）について2018年３月16日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額40百万円以内（ただし、100,000株を上限とする。）とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、３名（うち、支給対象者は３名）であります。

５．監査役の報酬限度額は、2007年３月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は３名）であります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・　監査役和中修二氏は、和中会計事務所の所長並びに株式会社リヒトラブ、日本エレクトロニツクシステムズ株式会社及びデュプロ精工株式会社の社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。

・　監査役中川利彦氏は、パークアベニュー法律事務所の所長及び竹島鉄工建設株式会社の社外取締役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	上 西 令 子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有しており、男女共同参画や人権啓発といった観点からも、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社のコンプライアンス向上における監督機能を担っております。
監査役	﨑 前 和 夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識に基づいた様々な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っているほか、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。
監査役	和 中 修 二	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	中 川 利 彦	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、当社のコンプライアンス体制の強化に必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役であります。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。なお、保険料のうち株主代表訴訟に係る保険料は当社の取締役及び監査役が負担し、残額を当社にて負担しております。

(4) 会計監査人の状況

①　名称

太陽有限責任監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

３．当社の連結子会社のうち、TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.及び太友（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2024年12月20日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,538,830**	**流動負債**	**851,393**
現金及び預金	1,389,169	買掛金	107,486
受取手形	76,974	短期借入金	371,179
売掛金	483,697	未払法人税等	20,256
有価証券	100,000	契約負債	67,776
商品及び製品	43,521	製品保証引当金	590
仕掛品	219,616	その他	284,105
原材料及び貯蔵品	126,268	**固定負債**	**1,160,910**
その他	99,951	長期借入金	321,746
貸倒引当金	△368	長期未払金	125,834
固定資産	**2,004,857**	役員退職慰労引当金	164,370
有形固定資産	**1,422,959**	退職給付に係る負債	539,711
建物及び構築物	275,360	資産除去債務	9,247
機械装置及び運搬具	212,012	**負債合計**	**2,012,303**
土地	903,724	**純資産の部**	
その他	31,862	**株主資本**	**2,326,936**
無形固定資産	**57,397**	**資本金**	**822,195**
その他	57,397	**資本剰余金**	**945,495**
投資その他の資産	**524,499**	**利益剰余金**	**559,362**
投資有価証券	338,775	**自己株式**	**△116**
保険積立金	127,282	**その他の包括利益累計額**	**172,563**
繰延税金資産	5,042	**その他有価証券評価差額金**	**120,461**
その他	57,051	**為替換算調整勘定**	**52,102**
貸倒引当金	△3,652	**非支配株主持分**	**31,883**
		純資産合計	**2,531,383**
資産合計	**4,543,687**	**負債・純資産合計**	**4,543,687**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年12月21日から
2024年12月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,519,300
売上原価		2,509,221
売上総利益		1,010,078
販売費及び一般管理費		1,064,166
営業損失		54,088
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,119	
その他	13,275	24,395
営業外費用		
支払利息	10,871	
債権売却損	3,534	
その他	3,145	17,550
経常損失		47,242
特別利益		
投資有価証券売却益	137	
補助金収入	8,366	8,503
特別損失		
固定資産除却損	40	
減損損失	3,206	
固定資産圧縮損	8,366	11,612
税金等調整前当期純損失		50,352
法人税、住民税及び事業税	15,799	
法人税等調整額	15,170	30,969
当期純損失		81,322
非支配株主に帰属する当期純損失		1,541
親会社株主に帰属する当期純損失		79,780

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2024年12月20日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,238,789**	**流動負債**	**889,500**
現金及び預金	1,217,736	買掛金	154,402
受取手形	76,974	短期借入金	70,000
売掛金	489,044	関係会社短期借入金	30,000
有価証券	100,000	1年内返済予定の長期借入金	301,179
商品及び製品	26,147	未払金	95,826
仕掛品	113,482	未払費用	96,944
原材料及び貯蔵品	117,569	未払法人税等	12,250
前渡金	55,003	未払消費税等	24,427
前払費用	21,646	契約負債	67,776
その他	21,572	預り金	35,855
貸倒引当金	△386	製品保証引当金	590
固定資産	**2,159,350**	その他	249
有形固定資産	**1,338,237**	**固定負債**	**1,135,504**
建物	259,400	長期借入金	321,746
構築物	8,729	長期未払金	125,834
機械及び装置	207,212	退職給付引当金	514,305
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	164,370
工具、器具及び備品	31,090	資産除去債務	9,247
土地	831,804	**負債合計**	**2,025,005**
無形固定資産	**57,355**	**純資産の部**	
ソフトウエア	55,990	**株主資本**	**2,252,673**
電話加入権	1,365	**資本金**	**822,195**
投資その他の資産	**763,757**	**資本剰余金**	**945,495**
投資有価証券	338,775	資本準備金	945,495
関係会社株式	53,616	**利益剰余金**	**485,098**
出資金	290	利益準備金	10,412
関係会社長期貸付金	200,000	その他利益剰余金	474,686
保険積立金	127,282	繰越利益剰余金	474,686
破産更生債権等	3,652	**自己株式**	**△116**
長期前払費用	2,605	**評価・換算差額等**	**120,461**
繰延税金資産	2,501	**その他有価証券評価差額金**	**120,461**
その他	38,686	**純資産合計**	**2,373,134**
貸倒引当金	△3,652		
資産合計	**4,398,140**	**負債・純資産合計**	**4,398,140**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年12月21日から
2024年12月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,011,257**
売上原価		**2,187,022**
売上総利益		**824,235**
販売費及び一般管理費		**937,387**
営業損失		**113,151**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,610	
その他	13,102	33,712
営業外費用		
支払利息	11,119	
債権売却損	3,534	
その他	409	15,063
経常損失		**94,502**
特別利益		
投資有価証券売却益	137	
補助金収入	8,366	8,503
特別損失		
固定資産除却損	40	
減損損失	3,206	
固定資産圧縮損	8,366	11,612
税引前当期純損失		**97,611**
法人税、住民税及び事業税	4,995	
法人税等調整額	14,302	19,298
当期純損失		**116,909**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月10日

太洋テクノレックス株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　児 玉 秀 康 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸 田 圭 亮 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、太洋テクノレックス株式会社の2023年12月21日から2024年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋テクノレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月10日

太洋テクノレックス株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　児 玉 秀 康 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸 田 圭 亮 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、太洋テクノレックス株式会社の2023年12月21日から2024年12月20日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月21日から2024年12月20日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月13日

太洋テクノレックス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　崎　前　和　夫　㊞

監　査　役（社外監査役）　和　中　修　二　㊞

監　査　役（社外監査役）　中　川　利　彦　㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策のひとつとして位置づけていることから、安定的配当の継続を基本に、内部留保の充実や配当性向等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社グループの当連結会計年度の業績は事業報告に記載のとおり売上高は増収となったものの、親会社株主に帰属する当期純損失となり、依然として当社グループを取り巻く市場環境は厳しい状況にあります。このような時期におきましても株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき３円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は17,958,519円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年３月19日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役和中修二氏が任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
なかいそ　あゆみ 中　礒　亜由美 (1967年11月７日生) 【新任】 【社外監査役】	1992年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1996年４月　公認会計士登録（現任） 2003年３月　中礒公認会計士事務所開設　所長（現任） 2008年４月　株式会社ＭＡパートナーズ顧問（現任） 2009年６月　税理士登録（現任） 中礒亜由美税理士事務所開設所長（現任） 2023年２月　株式会社くろがね工作所社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 中礒公認会計士事務所所長 株式会社ＭＡパートナーズ顧問 中礒亜由美税理士事務所所長 株式会社くろがね工作所社外監査役	－株
【社外監査役候補者とした理由】 中礒亜由美氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、専門的見地から財務及び会計に関する有益なアドバイスをいただけるものと判断したことから、新たな社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上述の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中礒亜由美氏は、社外監査役候補者であります。
３．中礒亜由美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「２．会社の現況　(3) 会社役員の状況　④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

・　取締役・監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において、第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びにスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	属性	企業経営・経営戦略	営業・事業戦略	法務・リスクマネジメント	人事労務・人材開発	財務・会計	製造・研究開発	ＥＳＧ・サステナビリティ
細江美則	代表取締役会長	○	○					○
細江正大	代表取締役社長	○	○				○	○
田中清孝	取締役	○	○	○			○	
水谷　浩	取締役	○		○	○	○		
上西令子	社外取締役				○			○
﨑前和夫	常勤監査役 社外監査役	○			○			
中川利彦	社外監査役			○	○			○
中礒亜由美	社外監査役					○		○

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　ル・グラン
TEL 073－425－3333（代表）

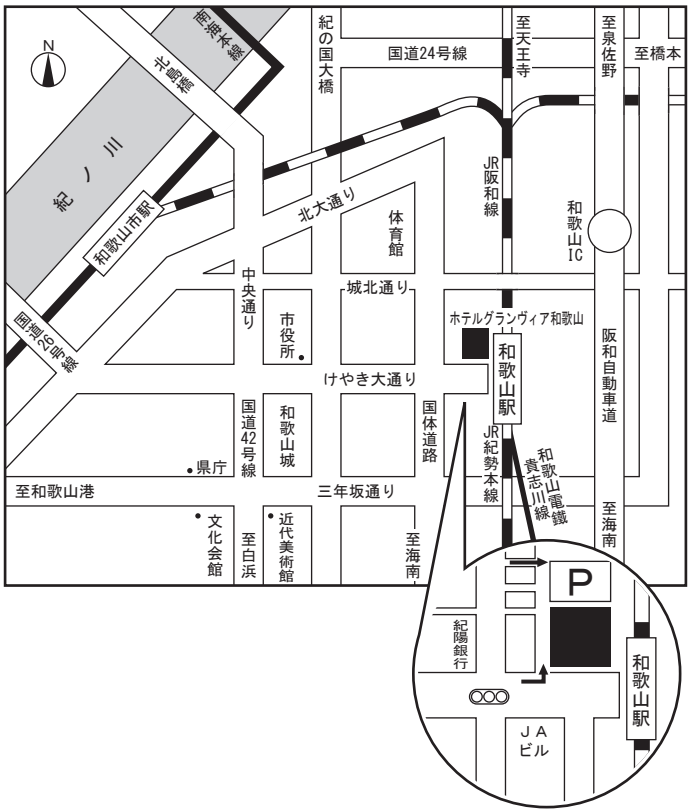

交通　○ＪＲ「和歌山駅」より徒歩１分
○南海「和歌山市駅」より車で約15分
○「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港⇔和歌山駅）

車椅子等にてご来場の際、座席やお手洗いへの誘導が必要な方は、当日受付にてお声がけください。会場スタッフがサポートさせていただきます。